

インフォメーション

第28回伊万里の夏

どっちゃん祭り 8月6日(日)

午前10時～午後9時30分 伊万里市街地

● 問合先 観光課観光戦略室 (☎☎209031)

時間	イベント内容
午後1時～	伊万里子ども太鼓の会演奏
午後1時20分～	どっちゃんダンシング (1部)
午後2時25分～	伊万里津物語『入船』(伊万里太鼓)
午後2時40分～	モーモちゃんとのじゃんけん 関所やぶりリレー
午後3時～	古伊万里・子ども商人依運びレース
午後3時30分～	伊万里出身 マジシャン Osamu による イリュージョンマジックショー
午後4時15分～	板木法行太鼓保存会による演奏
午後4時40分～	HEART BEAT JAZZ Orchestra による演奏
午後5時05分～	どっちゃんダンシング (2部)
午後6時25分～	パレード、女みこし
午後7時05分～	もち投げ、どっちゃん抽選会
午後7時30分～	みんなで踊ろうどっちゃん祭り (総踊り)
午後7時50分～	伊万里津物語『出船』(伊万里太鼓)、女みこし
午前10時～ 午後9時30分	物産展〔中央駐車場、駅前広場〕
午後1時～日没	どっちゃんライブ・フリマ〔駅前広場〕



祭りの華は勇壮華麗な『女みこし』
※ 担ぎ手募集中 応募期限 7月18日(火)



総踊り当日飛び入り参加者限定で、伊万里牛などの特産品が当たる抽選会を行います。

※ 飛び入り参加受付は先着100人(女性限定)で午後6時30分から祭り本部で行います。

《8月6日(日) 通行規制情報》

- 本町バイパス(市道八谷搦・上伊万里線)
 - ▷ 本岡金物店前～浜町交差点
午前8時～午後11時
 - ▷ 浜町交差点～セントラルパーキング前
午前9時～午後11時
- 駅通り(市道伊万里駅前・松島線)
 - ▷ カワラ文具前～相生橋北詰
午前9時～午後11時

市民応援団
一口オーナー募集!
(1口1,000円)

第49回市民納涼 花火大会

8月5日(土) 午後8時 国見台公園
※ 荒天の場合は、8月6日(日)に順延

● 問合先 市観光協会 (☎23479)

新しい被保険者証を郵送します

国民健康保険

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『国民健康保険被保険者証』の有効期間が、7月31日で満了になります。8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬までに世帯主に郵送します。手元に届いたら内容を確認し、記載内容に誤りがある場合は連絡してください。

※国民健康保険税の滞納がある世帯については、税務課窓口で納税相談後に交付します。

70～74歳には高齢受給者証を郵送

70～74歳の国民健康保険被保険者に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の有効期間も、同じく7月31日で満了になります。該当する人には、高齢受給者証を同封します。この高齢受給者証には、所得などに応じて、自己負担割合（1・2・3割のいずれか）が記載されています。病院や薬局などへ行くときは、国民健康保険被保険者証と一緒に提示してください。

■古い被保険者証・高齢受給者証の処分方法

これまでの古い被保険者証・高齢受給者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。

入院時などの窓口負担を減らすために

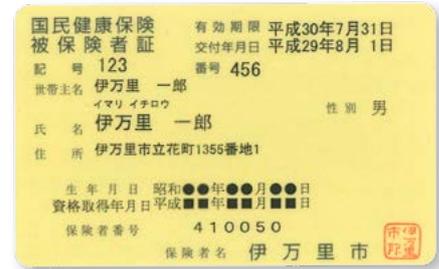
入院など高額な治療を受けるときは、『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、窓口負担が、それぞれの世帯の所得などに応じた限度額までになり、住民税非課税世帯の人は食事代が減額されます。

●**対象** 国民健康保険被保険者で、70歳未満の人および70歳以上の住民税非課税世帯の人

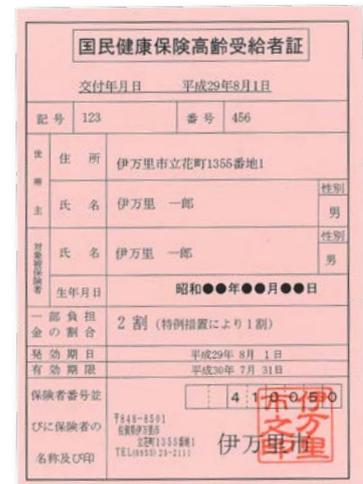
※国保の住民税非課税世帯とは、世帯主および被保険者である世帯員全員が住民税非課税である世帯のことです。

※有効期限が7月31日となっていますので、認定を受けていた人も**8月以降は新たに申請が必要です**。申請した月の1日から適用となりますので、早めに手続きしてください。

※国民健康保険税を滞納している世帯には、認定証は交付できません。



国民健康保険被保険者証
(黄色)



国民健康保険高齢受給者証
(桃色)

— 注意してください —

国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は、別々の封筒で届きます。

国民健康保険の保険証は伊万里市が作成し、後期高齢者医療の保険証は佐賀県後期高齢者医療広域連合が作成します。それぞれ、発送の時期が異なります。

※紛失時の再発行は、市で行います。

●**問合先** 長寿社会課医療保険係

☎ 2153

7月下旬、皆さんに

後期高齢者医療



後期高齢者医療被保険者証
(草色)

被保険者証が届いたら

■内容を確かめてください

現在交付している『後期高齢者医療被保険者証』(桃色)の有効期間が、7月31日で満了になります。8月から使用する新しい被保険者証(草色)を7月下旬までに皆さんに郵送します。手元に届いたら内容を確認し、記載内容に誤りがある場合は連絡してください。

※後期高齢者医療保険料の滞納がある人については、税務課窓口で納付相談後に交付します。

■古い被保険者証の処分方法

有効期間が満了した被保険者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。

入院時などの窓口負担を減らすために

入院など高額な治療を受けるときは、事前に『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、医療費や食事代などが減額されます。

●対象 後期高齢者医療被保険者で、世帯の全員が住民税非課税の世帯員
※すでに認定を受けている人には、保険証と一緒に新たな認定証を郵送しますので、更新の手続きは必要ありません。有効期間満了の認定証は、保険証と同じく適正に処分してください。

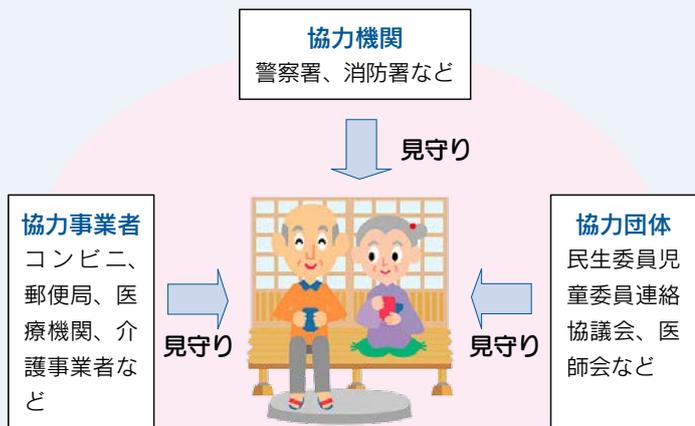
Q どんな人が後期高齢者医療の対象になるの？

A 75歳の誕生日をもって、それまで医療を受けていた国保、健保組合、共済組合などから移行します。この場合の手続きは不要です。
※65歳以上75歳未満の人で一定の障害がある人は、広域連合から認定を受けることで移行します。事前に長寿社会課に相談してください。

●問合先

- ▷長寿社会課医療保険係
(☎☎2153)
- ▷後期高齢者医療広域連合
(☎0952648476)

【図】見守りネットワークのイメージ



たとえば、こんな時・・・
新聞が溜まっている、洗濯物が干しっぱなし、服装がおかしい など

地域包括支援センター・市へ連絡してください

高齢者見守りネットワーク事業を始めます

市では、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまな事業者と連携して高齢者を見守る『伊万里市高齢者見守りネットワーク事業』を始めます。

■協力事業者や団体などを募集します
『事業者登録申請書』を提出してください。協力事業者として登録し、『事業者登録証』を交付します。協力事業者として登録された事業者は、市のホームページで公表します(公表を希望しない場合を除きます)。

■見守りネットワークとは

協力事業者が日常業務の中で高齢者の異変や気になることがあったときに連絡することで、地域の高齢者をゆるやかに見守るものです。

●問合先 長寿社会課高齢福祉・介護認定係
(☎☎2162)

国民健康保険・後期高齢者医療

高額療養費制度で70歳以上の人の自己負担限度額が変わります

● 問合せ 長寿社会課医療保険係 (☎2153)

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、国の制度改正に伴い、8月から70歳以上の自己負担限度額が下のように変わります。

【現行 (月額)】

所得区分	7月まで	
	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位 ※2)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% ※1
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ 区分Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ 区分Ⅰ	8,000円	15,000円

【変更後】

所得区分	8月から平成30年7月まで	
	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位 ※2)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% ※1
一 般	14,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 ※1
低所得者Ⅱ 区分Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ 区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 年4回以上該当した場合、4回目以降は44,400円

※2 後期高齢者医療と国民健康保険での世帯合算はできません。

平成30年8月からは、自己負担限度額の所得区分が細分化され、負担額が変わります。

特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用する場合、低所得の人の利用が困難とならないように、申請により、介護保険負担限度額認定証を交付します。認定証があれば、施設サービスを利用する場合の食費、居住費の利用者負担金が、所得に応じた負担限度額までとなります。認定を受けていた人も、認定の有効期限は7月31日までなので、8月以降については新たに申請が必要です。

第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者、または生活保護受給者
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額、課税年金収入額および非課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階以外の人

※ 次のいずれかに該当する人は対象になりません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税を課税されている人
- ② 住民税非課税世帯でも、預貯金などが一定額を超える人 (単身 1,000万円、夫婦 2,000万円)

介護保険負担限度額認定証を交付します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎2154)

9月まで	
320円/日	
入院医療の必要性が高い人	0円/日
難病患者	

10月から平成30年3月まで	
370円/日	
入院医療の必要性が高い人	200円/日
難病患者	0円/日

平成30年4月から	
370円/日	
入院医療の必要性が高い人	370円/日
難病患者	0円/日

65歳以上の人が療養病床に入院したときの居住費が変わります

● 問合せ 長寿社会課医療保険係 (☎2153)

介護保険料（特別徴収）を平準化します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4・6・8月に『仮徴収』、10・12・2月に『本徴収』として納めていただいています。しかし、所得の変動などで仮徴収額と本徴収額が大きく異なる場合は、特別徴収額が年間を通じてできるだけ均等になるように、8月分の介護保険料の仮徴収額を変更します。

■ 仮徴収・本徴収とは何ですか

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料額をもとに仮に算定された金額で納めていただきます（金額は被保険者ごとにお知らせしています）。			確定した年間保険料額から仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を3回に分けて納めていただきます（金額は7月にお知らせします）。		

■ 平準化とは何ですか

仮徴収額は、原則として前年度2月分の特別徴収額と同額になりますが、所得段階の変動などにより保険料段階が変わると、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このままでは、1年間の保険料徴収額が仮徴収と本徴収で偏ったままになってしまいます。そのため、1年間を通じて保険料徴収額ができるだけ均等になるように、すでにお知らせしている8月の徴収額を変更することを『平準化』といいます。

● 例（平成29年度、年額92,880円の場合）

▷ 平準化しない場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	17,500円	13,580円	13,400円	13,400円



▷ 平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
17,500円	17,500円	11,200円	15,680円	15,500円	15,500円

※ 上記は例ですので、前年度の保険料段階や仮徴収額により、各徴収月の保険料額は異なります。

※ 7月中旬に平成29年度の介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します。内容を確認してください。

65歳以上の人の介護保険料を減免します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

市では、65歳以上の人で介護保険料の納付が困難な人について、保険料を減免（軽減）します。

■ どんな人が減免されますか

介護保険料の保険料段階が第2段階または第3段階で、次の要件をすべて満たしていると認められる人は、保険料が第1段階の額（年額34,836円）に減免されます。

- ▷ 預貯金および有価証券の合計額が150万円以下の人
- ▷ 市民税が課税されている人と同一生計でなく、扶養されていない人
- ▷ 不動産などの資産を活用して、なお生活が困窮している人
- ▷ 本人および世帯員の前年の収入金額（遺族年金や障害年金などの非課税収入を含む）の合計額が100万円（世帯員1人につき40万円を加算する）以下の人

※ 65歳に達した日以降に、下記のような非自発的な理由で離職する介護保険の第1号被保険者については、減免の対象になる場合があります。

- ▷ 企業の倒産・解雇などによって再就職の準備をする時間的な余裕がなく離職を余儀なくされた人
- ▷ 派遣・契約社員など、期間に定めのある労働契約が更新されなかったことなどを理由として離職した人

■ 手続きはどうするのですか

介護保険料の減免については、申請が必要です。7月末までに市役所で手続きをしてください。手続きをする際は、印鑑や医療保険証、年金などの収入を証する書類などを持参してください。詳しくは、上記へ問い合わせてください。

8月から高額介護サービス費の利用者負担上限額が変わります

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額が一定額を超えた場合、超えた分が『高額介護サービス費』として支給されます。この利用者負担の上限額は、下記の区分で分かれており、このうち『一般世帯』の上限額が、37,200円から44,400円に変わります。

区 分		上 限 額
現役並所得者がいる世帯		44,400円
市民税課税世帯	※ 8月から	44,400円
	7月まで	37,200円
世帯全員が市民税非課税で、下記以外		24,600円
世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下		15,000円
世帯全員が非課税で、生活保護、老齢福祉年金の受給者		15,000円

※ ただし、1割負担の被保険者のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限り、年間（8月～翌年7月）の上限額を446,400円（37,200円×12か月）とする緩和措置があります。

熱中症にご用心

● 問合せ先 伊万里消防署消防2課救急係
(☎☎1199)

熱中症は外で運動や仕事をした時になるものと思いませんか。実は家の中でじっとしていてもなることがあります。

■ 熱中症の予防法

- ▷ 部屋の温度をこまめにチェックする
- ▷ 室温が28度を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使う
- ▷ のどが渇かなくてもこまめに水分を補給する
- ▷ 外出時は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策をする
- ▷ 日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりをする
- ▷ 無理をせず、適度に休憩をとる

■ 熱中症になったときは（応急処置）

- ▷ 涼しい場所へ移し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- ▷ エアコンをつけ、扇風機やうちわで風をあて、体を冷やす



7月は、内閣府が主唱する『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です。
国や県、市町、関係団体に地域の人々を加えた有機的な連携のもとに、青少年の規範意識の醸成や青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るための運動・諸活動を展開し、青少年の非行・犯罪被害の防止と保護の徹底を図ることとされています。

皆さんも、夏休みを前に子どもを非行や犯罪被害から守るために何ができるかを考え、月間中の運動に協力をお願いします。
また、7月は、法務省が主唱する『社会を明るくする運動』、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』の強調月間でもあります。犯罪や非行をした人の立ち直りを支える活動や、犯罪や非行に陥らないように地域社会で支える活動が全国で展開されます。皆さんの協力をお願いします。

7月は『青少年の非行・被害防止全国強調月間』『社会を明るくする運動強調月間』です

● 問合せ先 青少年センター (☎☎2658)

● 重点課題

- ① 子どもの性被害の防止
- ② インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ③ 有害環境への適切な対応
- ④ 薬物乱用対策の推進
- ⑤ 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ⑥ 再非行（再犯）の防止
- ⑦ いじめ・暴力行為等の問題行動への対応





塚部市長(左)に賞状や出品したお菓子などを披露する内田さん

さかえ菓子舗の内田さんが厚生労働大臣賞を受賞

4月から5月にかけて開催された『第27回全国菓子大博覧会・三重』で、立花町に

ある『さかえ菓子舗』の内田剛さんが出品した『ふんわりくつきい』が厚生労働大臣賞を受賞し、6月13日、塚部芳和市長に報告がありました。市内では初めてのことで、つなぎを工夫して文字通り口の中でふんわり溶けるようにできあがったクッキー。黒米や梨など伊万里の食材を使った5種類の味があり、内田さんは「梅やぶどうなどにも挑戦してみたい」と話しました。

横浜・福岡で

『伊万里フェア』を開催

● 問合せ 観光課伊万里ブランド係 (☎☎2110)

ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテルで、伊万里産の食材を使った限定のコース料理などが楽しめる『伊万里フェア』を開催します。

期間中は、一部のメニューが伊万里焼の器で提供されるほか、会場となるレストランには観賞用の伊万里焼を展示します。

また、博多湾を周遊するソラリアリゾートシップ『マリエラ』でも『伊万里フェア』を開催中。伊万里が誇る特産品の味と魅力を楽しむことができます。

ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテル

- 期間 7月1日(土)～8月31日(木)
- 所在地 横浜市西区みなとみらい

ソラリアリゾートシップ『マリエラ』

- 期間 7月31日(月)まで
- 発着地 ベイサイドプレイス博多ふ頭 第1ターミナル (福岡市博多区築港本町)

7月23日(日)には企画イベント『伊万里グルメクルーズ』を開催します。伊万里の食材を使ったディナーコースをモダンジャズの生演奏とともに楽しめるほか、伊万里の特産品が当たる抽選会があります。



ソラリアリゾートシップ『マリエラ』

ご寄付 ありがとうございます

次の方からご寄付をいただきました。

厚くお礼申し上げます。

※5月1日～31日受付分

(敬称略、希望者のみ掲載)

《福祉基金》

▼ 五千元

一般財団法人佐賀県遺族会

▼ 三千元

伊万里市老人クラブ連合会

《教育振興奨励基金》

▼ 三十万円

松尾宏子(松浦町東分)

▼ は篤志寄付です。

市長雑感

伊万里市長
塚部 芳和

タイムカプセル開封

伊万里港は昭和42年6月1日に、関税法に基づく港の指定を受け、貨物の輸出入や外国の貿易船の出入港が可能になりました。歲月は経ち、今年が開港50周年の記念の年。昭和42年と言えば、7月9日に死者12人に及ぶ未曾有の大被害に襲われ、市の歴史の中で最も苦難な年でもありました。

そうしたなか、明るい展望として埋め立てられた伊万里湾沿岸には、木材関連企業が相次いで進出し、原料のラワン材を輸入するために港の指定が必要とされたのです。開港指定記念式典で記念碑の除幕が行われ、石碑の裏には「記念碑の下にカプセルが埋設されているので、2017

年の時の市長と開港指定時に生誕された8人の立会の上開封せよ」との趣旨が当時の山口正次市長名で刻まれています。また、当時の資料には同年に誕生した8人の赤ちゃんが母親に抱かれタイムカプセルの埋設に立ち会われたと記されており、山口市長も粋なことをされたのだと感じました。

碑文のとおり6月1日のタイムカプセルの開封にあたっては、石碑に刻まれた8人とその家族の所在が確認でき、当日は50歳になられた大川内新さん(松浦町)らと一緒にタイムカプセルを取り出しました。保存状態は比較的良好で、中から当時の新聞や水害の記録、港の写真などが出てきました。これらは、皆さんにも見ていただけるように市民図書館に展示しています。

当時の担当課長で元助役の富村繁雄さんは「まさか50年後に自分がこのように立会えるとは感激」と話されています。先人達の伊万里港にける強い思いを感じ、50年後も発展している伊万里港をつくらねばと決意を新たにしました。